

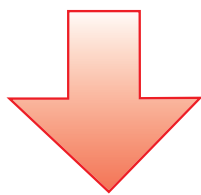
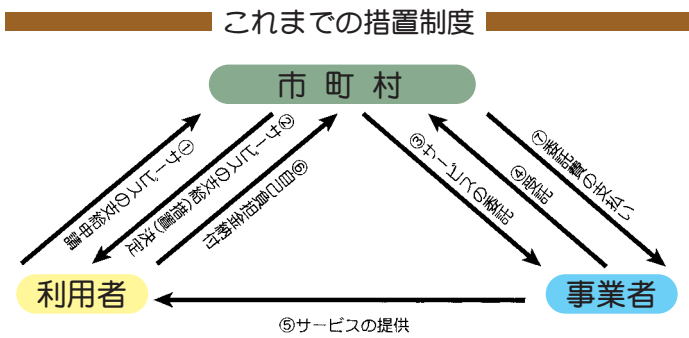
4月1日

# 障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて 障害者支援費制度がスタート

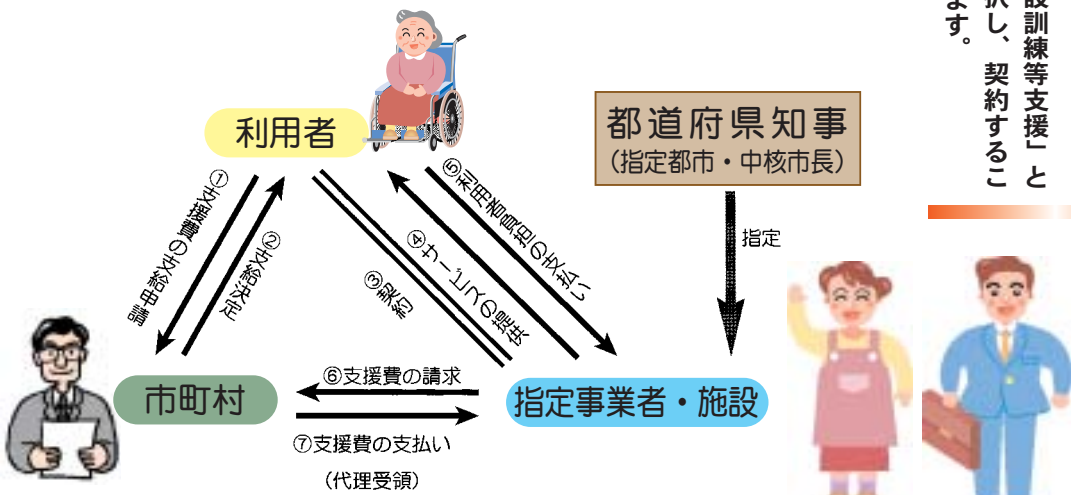
障害のある方を対象に行ってきた福祉サービスはこれまで、市町村が決定（措置制度）していましたが、障害者自らが福祉サービスを選び、事業者と契約する「支援費制度」が四月一日スタートしました。

障害者支援費制度には、「身体障害者・知的障害者・障害児の施設訓練等支援」と「居宅生活支援等」などがあります。利用者自らがサービスを選択し、契約することによって事業者と対等な立場でサービスを利用することができます。

## 制度のしくみ



## 支援費制度のしくみ



※詳しくは役場保健福祉課（35-2114（内）142）までお問い合わせください。

## 各種委員の紹介

四月一日付で、行政相談員（総務大臣委嘱）、県青少年育成委員（県知事委嘱）、村青少年育成委員（村委嘱）が決まりました。任期はいずれも二年間です。委員になられた方々を紹介します。

### 行政相談員 県青少年育成委員



佐藤 勲さん  
あさひ  
（旭区・68歳）  
再任

### 村青少年育成委員



金子 智さん  
（黒崎・47歳）  
再任

### 行政相談員とは――

行政に対する苦情や疑問が生じたときに、皆さんの相談役として、関係行政機関に対し、適切な処理を促し、解決していきます。相談は無料で秘密は守られます。

### 青少年育成委員とは――

青少年団体の育成と活動の手助けをします。関係機関と連携し、非行防止に努めます。